

他の取引参加者に発注を委託する取引参加者に関する制度整備に係る
業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 取引参加者規程の一部改正新旧対照表	2
3. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	6
4. 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表	7
5. 取引参加料金等に関する規則の一部改正新旧対照表	10
6. シンジケートカバー取引の報告に関する規則の一部改正新旧対照表	11
7. 売買監理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表	12

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(他の取引参加者に発注を委託することで行う有価証券の売買に対する適用)</u></p> <p><u>第78条の2</u> <u>他の取引参加者に発注を委託することで行う有価証券の売買（取引参加者規程第2条の2第3項に規定するものをいう。）については、同第24条の7第1項に規定する当取引所の承認を得た取引参加者を当該有価証券の売買を行う者とみなして、第41条の2及び第77条の2の規定を適用する。</u></p> <p>(高速取引行為を行う者の報告事項)</p> <p><u>第78条の3</u> (略)</p> <p>(自主規制業務とみなされた業務の委託)</p> <p><u>第78条の4</u> (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(高速取引行為を行う者の報告事項)</p> <p><u>第78条の2</u> (略)</p> <p>(自主規制業務とみなされた業務の委託)</p> <p><u>第78条の3</u> (略)</p>

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(当取引所の市場における有価証券の売買の態様)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、第24条の7第1項に規定する当取引所の承認を得た取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買について、前2項に定める態様のほか、当取引所の市場における有価証券の売買を他の取引参加者に発注を委託することで行うものとする。</u></p> <p>(取引資格の取得手続の履行)</p> <p>第5条 当取引所が前条第2項の規定により取引資格の取得の承認を行ったときは、当取引所は、同条第3項の規定により当取引所が指定した期日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)までに、取引資格の取得申請者をして、入会金の納入、取引参加者契約の締結、清算資格を現に有しない場合 <u>(第24条の7第1項に規定する当取引所の承認を得ようとする場合であって、当取引所が適当と認めるときを除く。)</u>はその取得手続(清算資格を新たに取得しない場合 <u>(第24条の7第1項に規定する当取引所の承認を得ようとする場合であって、当取引所が適当と認めるときを除く。)</u>)にあっては、第24条の3及び第24条の4の規定により必要となる清算受託契約の締結及び指定清算参加者の指定)、信託金の預託、取引参加者保証金の預託その他当取引所が定める取引資格の取得手続を履行させるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(当取引所の市場における有価証券の売買の態様)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取引資格の取得手続の履行)</p> <p>第5条 当取引所が前条第2項の規定により取引資格の取得の承認を行ったときは、当取引所は、同条第3項の規定により当取引所が指定した期日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)までに、取引資格の取得申請者をして、入会金の納入、取引参加者契約の締結、清算資格を現に有しない場合はその取得手続(清算資格を新たに取得しない場合)にあっては、第24条の3及び第24条の4の規定により必要となる清算受託契約の締結及び指定清算参加者の指定)、信託金の預託、取引参加者保証金の預託その他当取引所が定める取引資格の取得手続を履行させるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>

(受託に係る適切な措置)

第21条の2 取引参加者は、顧客から当取引所の市場における高速取引行為(法第2条第41項に規定する高速取引行為をいう。以下同じ。)に係る有価証券の売買の委託(有価証券等清算取次ぎの委託を除く。以下この条において同じ。)を受けた場合には、当取引所が当該顧客に対して行う要請及び当取引所が業務規程第78条の4の規定により日本取引所自主規制法人(以下「自主規制法人」という。)に委託した業務において自主規制法人が当該顧客に対して行う要請に当該顧客が応じるよう適切な措置を講じなければならない。

2 (略)

(清算受託契約の締結)

第24条の3 非清算参加者(第24条の7第1項に規定する当取引所の承認を得た取引参加者であって、当取引所が適当と認められた者を除く。次条において同じ。)は、当取引所の市場における有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、他社清算参加者(清算資格に係る他社清算資格(クリアリング機構の業務方法書に規定する他社清算資格をいう。以下同じ。)を有する者をいう。以下同じ。)との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。

(指定清算参加者の指定)

第24条の4 (略)

2 非清算参加者は、前項に規定する指定清算参加者の指定若しくは変更を行う場合又は第24条の7第1項に規定する発注

(受託に係る適切な措置)

第21条の2 取引参加者は、顧客から当取引所の市場における高速取引行為(法第2条第41項に規定する高速取引行為をいう。以下同じ。)に係る有価証券の売買の委託(有価証券等清算取次ぎの委託を除く。以下この条において同じ。)を受けた場合には、当取引所が当該顧客に対して行う要請及び当取引所が業務規程第78条の3の規定により日本取引所自主規制法人(以下「自主規制法人」という。)に委託した業務において自主規制法人が当該顧客に対して行う要請に当該顧客が応じるよう適切な措置を講じなければならない。

2 (略)

(清算受託契約の締結)

第24条の3 非清算参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買(有価証券先物取引を除く。)に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、他社清算参加者(清算資格に係る他社清算資格(クリアリング機構の業務方法書に規定する他社清算資格をいう。以下同じ。)を有する者をいう。以下同じ。)との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。

(指定清算参加者の指定)

第24条の4 (略)

2 非清算参加者は、前項に規定する指定清算参加者の指定又は変更を行う場合には、あらかじめ、当取引所が定めるところによ

を委託する他の取引参加者の指定に伴い指定清算参加者の指定をしないこととする場合には、あらかじめ、当取引所が定めるところにより、当取引所に申請し、承認を得なければならない。

り、当取引所に申請し、承認を得なければならない。

第3節 他の取引参加者に発注を委託する取引参加者の義務等

(新設)

(他の取引参加者への発注の委託)

第24条の7 他の取引参加者に発注を委託することで当取引所の市場における有価証券の売買を行おうとする取引参加者(当取引所が定める場合に限る。)は、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所に申請し、その承認を得なければならない。この場合において、当該取引参加者は、発注を委託する他の取引参加者を指定するものとする。

(新設)

2 前項に規定する当取引所の承認を得た取引参加者が、発注を委託する他の取引参加者の変更を行う場合又は他の取引参加者への発注の委託を取りやめようとする場合には、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所に申請し、承認を得なければならない。

(発注を受託する取引参加者の届出)

第24条の8 取引参加者は、前条第1項に規定する取引参加者から、当取引所の市場における有価証券の売買に係る発注を受託しようとするときは、あらかじめ、当取引所が定めるところにより、当取引所に届け出なければならない。

(新設)

(他の取引参加者に発注を委託することで行う有価証券の売買に対する適用)

第46条の2 第2条の2第3項に規定する他の取引参加者に発注を委託することで行う有価証券の売買については、第24条の7第1項に規定する当取引所の承認を得た取引参加者を当該有価証券の売買を行う者とみなして第3条、第23条及び第23条の2の規定を適用する。

(新設)

付 則

この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(高速取引行為を行う者に対する要請)</p> <p>第56条 顧客(高速取引行為を行う者に限る。以下この項において同じ。)は、業務規程第78条の4の規定により取引所が日本取引所自主規制法人(以下「自主規制法人」という。)に委託した業務においては、自主規制法人が当該顧客に対して行う要請に応じなければならない。</p> <p>2 顧客が取次者である場合には、当該顧客は、業務規程第78条の4の規定により取引所が自主規制法人に委託した業務においては、自主規制法人が取次者顧客に対して行う要請に当該取次者顧客が応じるよう適切な措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。</p>	<p>(高速取引行為を行う者に対する要請)</p> <p>第56条 顧客(高速取引行為を行う者に限る。以下この項において同じ。)は、業務規程第78条の3の規定により取引所が日本取引所自主規制法人(以下「自主規制法人」という。)に委託した業務においては、自主規制法人が当該顧客に対して行う要請に応じなければならない。</p> <p>2 顧客が取次者である場合には、当該顧客は、業務規程第78条の3の規定により取引所が自主規制法人に委託した業務においては、自主規制法人が取次者顧客に対して行う要請に当該取次者顧客が応じるよう適切な措置を講じなければならない。</p>

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引資格の取得申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の取引資格取得申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 取引資格の取得申請者が清算資格(規程第2条の2第1項に規定する清算資格をいう。)を取得しない場合(規程第24条の7第1項に規定する当取引所の承認を得ようとする場合であって、<u>当取引所が適当と認めたときを除く。</u>) にあつては、清算受託契約を締結することについて承諾している他社清算参加者の当該承諾を証する書面</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(実態に差異がないと認める場合)</p> <p>第2条の2 規程第5条第4項に規定する取引資格を喪失する取引参加者と取引資格の取得申請者の実態に差異がないと認めるときとは、取引資格の取得申請者が取引資格を喪失する取引参加者から原則として全ての資産及び負債を承継し、又は譲り受ける場合で、証券業務の範囲、当取引所における注文執行体制、清算決済体制その他の業務執行体制及びリスク管理体制、法令遵守体制その他の内部管理体制等について重大な差異がないと当取引所が認めるときをいう。</p> <p><u>(他の取引参加者への発注の委託の承認</u></p>	<p>(取引資格の取得申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の取引資格取得申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 取引資格の取得申請者が清算資格(規程第2条の2第1項に規定する清算資格をいう。)を取得しない場合にあっては、清算受託契約を締結することについて承諾している他社清算参加者の当該承諾を証する書面</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(実態に差異がないと認める場合)</p> <p>第2条の2 規程第5条第4項<u>及び第5項</u>に規定する取引資格を喪失する取引参加者と取引資格の取得申請者の実態に差異がないと認めるときとは、取引資格の取得申請者が取引資格を喪失する取引参加者から原則として全ての資産及び負債を承継し、又は譲り受ける場合で、証券業務の範囲、当取引所における注文執行体制、清算決済体制その他の業務執行体制及びリスク管理体制、法令遵守体制その他の内部管理体制等について重大な差異がないと当取引所が認めるときをいう。</p>

申請)

第12条の4 規程第24条の7第1項に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる事項その他当取引所が必要と認める事項を勘案して当取引所が必要と認めた場合とする。

(1) 取引参加者が、他の取引参加者に発注を委託することで当取引所の市場における有価証券の売買を行う期間

(2) 取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買立会による売買の売付代金及び買付代金の合計額

2 規程第24条の7第1項の規定に従い申請を行おうとする取引参加者及び当該取引参加者が発注を委託する他の取引参加者は、当該取引参加者に係る注文その他の当取引所が指定する事項について、当取引所が定めるところにより、当該他の取引参加者が用いる取引参加者端末装置等において管理しなければならない。

3 規程第24条の7第1項に規定する当取引所への申請は、次に掲げる事項を記載した所定の承認申請書を当取引所に提出して行うものとする。

(1) 商号（英文の商号を含む。）

(2) 本店の所在地

(3) 代表者名

(4) 発注を委託する他の取引参加者名

(5) 発注の委託の開始予定日

4 規程第24条の7第3項に規定する当取引所への申請は、次に掲げる事項を記載した所定の承認申請書を当取引所に提出して行うものとする。

(1) 商号（英文の商号を含む。）

(2) 本店の所在地

(3) 代表者名

(4) 変更後の発注を委託する他の取引参加者名（他の取引参加者への発注の委

(新設)

託を取りやめようとする場合にあっては、その旨)

(5) 発注の委託先の変更予定日(他の取引参加者への発注の委託を取りやめようとする場合にあっては、当該取りやめる日)

5 前2項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 他の取引参加者へ発注を委託する内容及び方法を記載した書類

(2) その他当取引所が必要と認める書類

(他の取引参加者からの発注の受託の届出)

第12条の5 規程第24条の8に規定する当取引所への届出は、所定の届出書に当取引所が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(新設)

付 則

この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。

取引参加料金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(他の取引参加者に発注を委託することで行う有価証券の売買に対する適用)</u></p> <p><u>第6条 取引参加者規程第2条の2第3項に規定する他の取引参加者に発注を委託することで行う有価証券の売買については、同第24条の7第1項に規定する当取引所の承認を得た取引参加者を当該有価証券の売買を行う者とみなしてこの規則を適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>

シンジケートカバー取引の報告に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(シンジケートカバー取引の報告等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 シンジケートカバー取引に係る有価証券の売買(取引参加者規程第2条の2第3項に規定する他の取引参加者に発注を委託することで行うものに限る。)</u> <u>について</u> <u>は、同条に規定する当取引所の承認を得た取引参加者を当該シンジケートカバー取引を行う者とみなして第1項及び第2項の規定を適用する。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。</p>	<p>(シンジケートカバー取引の報告等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>4</u> (略)</p>

売買監理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(他の取引参加者に発注を委託することで行う有価証券の売買に対する適用)</u></p> <p><u>第 8 条 取引参加者規程第 2 条の 2 第 3 項に規定する他の取引参加者に発注を委託することで行う有価証券の売買については、同第 2 4 条の 7 第 1 項に規定する当取引所の承認を得た取引参加者を当該有価証券の売買を行う者とみなしてこの規則を適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和 6 年 1 月 4 日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>